

参加無料！平成27年10月から国内の全住民に通知され、28年1月から利用開始

## 事業者のためのマイナンバー制度セミナー

～ マイナンバー制度が始まるまでに企業がすべきこと ～

- ・マイナンバー制度の内容が良くわからない
- ・マイナンバー制度への対応について何をいつまでにしなければならぬか困っている。

### 開催要領

- 開催日 9月17日（木）15時～16時
- 会場 早良商工会 2階研修室  
福岡市早良区東入部2-14-10  
☎092-804-2219
- 講師 西福岡税務署職員
- 定員 30名
- 受講料 参加費 無料
- 申込方法 下記に必要事項をご記入の上  
FAXにてお申込み下さい。
- 申込締切日 9月15日（火）



マイナンバーキャラクター：マイナちゃん

### 研修概要

事業者の方のマイナンバー制度への対応について説明いたします。

※平成28年1月から、源泉徴収票の作成、雇用保険被保険者資格取得届の作成、厚生年金保険被保険者資格取得届の作成、健康保険被保険者資格取得届の作成などにも従業員の方のマイナンバーの報告が必要となります。

### マイナンバーとは

マイナンバーとは、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確に確認するために、平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、1人ひとり異なる12桁の番号のことです。個人が特定されないように、住所地や生年月日など関係のない番号が割り当てられます。

FAX 092-804-4455 切り取らずにそのままFAXして下さい

ふりがな 事業所名	ふりがな 受講者氏名	電話番号	FAX番号

お申し込み・お問い合わせ

早良商工会 ☎092-804-2219 FAX092-804-4455